

お 客 さ ま へ

静岡銀行

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。
自動貸金庫は、この規定の各条文によりお取扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

自動貸金庫規定

1.（格納品の範囲）

- (1) 貸金庫には、次に掲げるもの（ただし、総重量は30kg以下とします）を格納することができます。
- ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品（ただし、き損または変質の恐れのあるものを除きます）
 - ④ 前各号に掲げるものに準すると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

2.（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する2月末日あるいは8月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から6ヵ月間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3.（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、当行所定の料率により6ヵ月分を前払いするものとし、毎年3月および9月の各10日までに、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4.（鍵等の保管）

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。
- (2) 借主に貸金庫ご利用カード（以下「ご利用カード」という）を発行しますので、借主が保管してください。なお、代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、借主があらかじめ届出た代理人にご利用カードを発行しますので、代理人が保管してください。

5.（貸金庫の開閉等）

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開車にあたっては、当行所定の場所においてご利用カードを操作機のカード挿入口に入れてから届出の暗証番号を入力してください。
- (3) 格納品の申し入れは、当行所定の場所で行ってください。なお、ご利用後の貸金庫は施錠のうえ格納してください。

6.（届出事項の変更等）

- (1) 印章を失ったとき、または印章、暗証番号、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ご利用カードまたは正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7.（成年後見人等の届け出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8.（ご利用カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) ご利用カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (2) ご利用カードまたは正鍵を失った場合もしくはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

9.（暗証番号、印鑑照合等）

- (1) 操作機によりご利用カードを確認し、開車の為の操作の際入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して、開車その他の取扱いをしましたうえば、ご利用カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印章を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開車その他の取扱いをしましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、契約日からご利用カード交付までの間に貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開閉申込書についても同様とします。
- (3) 前2項において使用される鍵について、当行は確認する義務を負いません。

10.（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に應じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11.（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12.（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、ご利用カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、ご利用カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するとき、このほか第8条に準じて取扱いします。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があった場合は、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されない場合も同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わない場合
 - ② 借主について相続の開始があった場合
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由がある場合
 - ⑤ ご利用カードの改ざん、不正使用その他相当の事由がある場合
 - ⑥ 借主または代理人がこの規定に違反した場合
 - ⑦ 貸金庫の借主が存在しない（法人の実態がない場合を含む）ことが明らかになった場合、借主の意思によらず貸与されていたことが明らかになった場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊技能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

- (4)前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 3 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第 3 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5)第 1 項から第 3 項の明渡しが 3 ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6)使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

13.（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

14.（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し副鍵の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

15.（譲渡、転貸等の禁止）

- (1)貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2)ご利用カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16.（規定の変更等）

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上